

NO. 581
平成23年(2011)
3/17(木)



小笠原 OGASAWARA -
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

臨時号

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

**4月10日(日)は東京都知事選挙の日です
<母島は4月9日(土)繰上投票>
忘れずに投票しましょう。**

【選挙日程】

告示日 3月24日(木)
繰上投票日(母島) 4月9日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島) 4月10日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日 4月10日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。

(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方 および 20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ 平成 3年 4月 12日以降 投票できません
平成 3年 4月 11日以前

小笠原村に転入の
届出をしたのは
いつですか？ 平成 22年 12月 23日以前 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面の 印をご覧ください)
平成 22年 12月 24日以降

以前の住所は東京
都内ですか？ 都外 投票できません
都内 前の住所地で投票となります(注)

(注) 前の住所地で投票する場合(都内の住所移転が1回の方に限り)は、現住所地の区市町村長(小笠原村長)の発行する証明書または住民票の写しが必要です(無料で請求できます)。
また、不在者投票を行う場合は、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。
都外へ転出すると投票できなくなります。

【期日前投票制度について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

投票の対象者：期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方
(「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票期間：3月25日(金)～4月9日(土)
母島の期日前投票期間は4月8日(金)までとなります。

期日前投票所の場所と受付時間：父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時
母島 母島支所 午前8時30分～午後6時

【 3 月 24 日 (木) 以降、父島～母島間で転居された方の投票について】

父島 から 母島 へ転居された方： 4 月 10 日 (日) の投票日に 父島 で投票となります。
4 月 8 日 (金) までに母島で期日前投票を行うこともできます。

母島 から 父島 へ転居された方： 4 月 9 日 (土) の繰上投票日に 母島 で投票となります。
4 月 9 日 (土) までに父島で期日前投票を行うこともできます。

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(() = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

| | 期 日 前 投 票 場 所 | 3月25日(金) ～4月8日(金) | 4月9日(土) 母島繰上投票日 | 4月10日(日) 父島投票日 |
|----------------------|-------------------------|----------------------|--------------------|-------------------|
| 父島 から 母島 へ 転居された方 | 父島 村役場 (8:30～20:00) | | | × |
| | 母島 母島支所 (8:30～18:00) | | × | |
| 母島 から 父島 へ 転居された方 | 父島 村役場 (8:30～20:00) | | | × |
| | 母島 母島支所 (8:30～18:00) | | × | |

【小笠原村以外の区市町村で不在者投票をされる方へ】

3月28日(月)までに 村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙の請求を行ってください。
(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

郵送で請求される場合は、3月26日(土)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。

請求いただいた投票用紙は、滞在先へ郵送されます。(3月30日(水)父島発のおがさわら丸で発送いたします。) 請求の時期が遅くなると、投票用紙が滞在先に届くのも遅くなり、投票できる期間が限られてしまいますので、請求はお早めにお済ませください。

投票用紙が到着したら、本人が直ちに滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院()に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

4月8日(金)竹芝出港のおがさわら丸に郵送で間に合うよう、余裕を持ってお済ませください。

この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。

指定病院とは

病院内で不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

問い合わせ先 小笠原村選挙管理委員会事務局 2 - 3 1 1 1

東北地方太平洋沖地震災害について村民の皆様へお願い

東北地方太平洋沖地震災害にあわれた方々へお見舞い申し上げます

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震、並びに津波により被災された方々に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

地震災害や津波災害については、起こりうるべき災害として対策を講じられていたところですが、今回の地震は想定を大幅に超える規模であったため大きな被害を受けてしまいました。

小笠原村でも津波災害を想定した防災計画を立てており、万が一の場合に備えておりますが、津波警報が発令された場合は、一刻も早く避難することが最も重要なことと改めて感じたところです。

村民の皆様におかれましても、避難の徹底について改めてご理解、ご協力をお願いいたします。

義援金の受付

日本赤十字社東京都支部小笠原地区分区では、東北地方太平洋沖地震災害に関する義援金を受け付けています。

受付場所は、次のとおりです。皆様の善意をお待ちしております。

| 島 別 | 受付場所 |
|-----|------------|
| 父 島 | 小笠原村役場 |
| | 小笠原支庁総務課 |
| 母 島 | 小笠原村役場母島支所 |

受付時間は、平日の午前8時～正午および、午後1時30分～5時15分となります。

郵便振替による受付も行っておりますので4ページをご覧ください。

なお、多くの方々が参加できるように、義援金箱も設置してありますので、皆様の善意をお待ちしています。

資源の節約について

今回の地震、津波災害に伴い、各地で物資の不足が報じられております。

小笠原村内のエネルギー関係の在庫については当面問題ありませんが、全国的な物流の課題、需要の増大、生産の減少等により今後は少なからず支障が生じることが予想されます。

関係機関の努力により、村民生活に支障が出ないよう努力はいたしてまいりますが、村民の皆様におかれましても、省エネ(電気、ガス、水道、燃料等)、資源の節約にご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、小笠原村は東京電力(株)による計画停電の対象区域外です。物資の不足等に関して必要以上の風評に惑わされないようお願いいたします。

また、省エネルギーのため、当面の間、夜間の体育活動、社会教育活動につきましても自粛の協力をお願いいたします。

小笠原村では、幸いにも今回の災害による直接的な被害はありませんでしたが、村民の皆様と共に、被災された方々へできる限りの協力をしていきたいと考えております。

どうか趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 総務課総務係 2 - 3 1 1 1

平成 23 年 3 月 15 日

村民の皆様へ

日本赤十字社東京都支部小笠原地区長

(小笠原支庁長) 長谷川 昌伸

日本赤十字社東京都支部小笠原分区長

(小笠原村長) 森下 一男

「東北関東大震災義援金」の受付について

東北・関東を襲った地震や津波で被災された方々に対し、下記のとおり日本赤十字社において義援金の受け付けを開始いたしました。

小笠原村役場、母島支所及び小笠原支庁でも受け付けています。

村民の皆様のご協力をお願いいたします。

記

- 1 義援金名 「東北関東大震災義援金」
- 2 取扱期間 平成 23 年 3 月 14 日～平成 23 年 9 月 30 日
- 3 義援金受付口座
郵便振替口座 (手数料無料)
口座番号 00140 - 8 - 507
加入者名 日本赤十字社 東北関東大震災義援金
- 4 その他 ・郵便窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。
・本義援金については、半券をもって受領証を兼用します。
- 5 税制上の取扱について
本義援金は、個人については所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄付金並びに、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄付金に該当します。

日本赤十字社東京都支部小笠原地区事務局 (小笠原支庁総務課)

電話 2 - 2121

日本赤十字社東京都支部小笠原分区事務局 (小笠原村総務課)

電話 2 - 3111

事務手数料の改定



4月1日から、事務手数料が次のように変わります。
村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

| 種 類 | 改定の内容 | 問い合わせ先 |
|-------------------------------------|-------------------|--------|
| 住民票および除かれた住民票の写し | 1通につき 200円 ➡ 300円 | 村民課住民係 |
| 居住証明書・居住証明書(カード) | | |
| 住民票の記載事項証明書 | | |
| 住民票の写しの広域交付 | | |
| 不在住証明書 | | |
| 戸籍の附票および除かれた戸籍の附票の写し | | |
| 戸籍の附票に記載した事項に関する証明書 | | |
| 外国人登録原票の写し | | |
| 外国人登録原票に登録した事項に関する証明書 | | |
| 印鑑登録証明書(印鑑証明書) | | |
| 身分証明書 | | |
| 埋火葬に関する証明書 | 1件につき 100円 ➡ 300円 | 村民課住民係 |
| 印鑑登録証(印鑑登録カード)の交付 | | |
| 住民票(住民基本台帳の一部の写しをいう)の閲覧 | | |
| 住民基本台帳カードの交付 | 1回につき 500円 | |
| | 1件につき 500円 | |
| 戸籍謄・抄本等の戸籍事項に関する証明手数料は変わりません | | |
| 課税証明書または非課税証明書 | 1通につき 200円 ➡ 300円 | 財政課税務係 |
| 納税証明書 | | |
| 所得証明書 | | |
| 土地・家屋評価証明書 | | |
| 固定資産名寄台帳(課税台帳)の閲覧 | | |
| 住宅用家屋証明申請(登記等手数料軽減のため) | 1件につき 1,300円 | |
| 自動車臨時運行許可申請 | 1両につき 750円 | |
| 道路区域証明 | 1件につき 無料 ➡ 300円 | 建設水道課 |
| 道路幅員証明 | | |

そのほか、現行200円で発行している各種証明書については、すべて**300円**となります。
詳しくは、各証明書発行窓口または、母島支所にお問い合わせください。(問い合わせ:財政課)

| | | | | | | |
|------|--------|---|---|---|---|---|
| 問合せ先 | 村民課住民係 | 2 | 3 | 1 | 1 | 3 |
| | 財政課税務係 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| | 建設水道課 | 2 | 3 | 1 | 1 | 5 |

ケーブルテレビ条例制定

小笠原村では、4月1日から「小笠原村ケーブルテレビ条例」により、村が事業者となって有線テレビ放送事業を行うことになりました。村が提供するテレビ放送は「地上波デジタル放送およびBS放送」(NHK総合、NHK教育、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、MXテレビ)および(NHK-BS1、NHK-BS2、NHK-BShi、BS日テレ、BS朝日、BSTBS、BSジャパン、BSフジ、BSイレブン、トゥエルブ)です。

NHKについては、これまでとおり視聴されている方が個別に受信料を支払うことになります。

条例制定に伴い、村民の皆さんは次の内容をご確認の上、テレビ放送を視聴していただくようお願いいたします。

4月1日現在で「小笠原村テレビ視聴管理組合」に加入している方

7月より、小笠原村でテレビ放送を視聴するには、世帯・事業所の区別なく一律月額1,500円の利用料を村にお支払いいただきます。

ただし、3年以上継続して組合費をお支払いいただいた組合員の方は、次のいずれかの利用料になります。

10年以上にわたり、継続して組合費をお支払いいただいた方

3年間(平成26年6月まで)は月額500円の利用料とさせていただきます。

3年以上10年未満にわたり、継続して組合費をお支払いいただいた方

3年間(平成26年6月まで)は月額1千円の利用料とさせていただきます。

継続加入年数は平成22年6月末時点での年数となります。

4月1日で「小笠原村テレビ視聴管理組合」に未加入の方

小笠原村でテレビ放送を視聴するには、村にケーブルテレビの利用申込をしていただく必要があります。また、施設負担金として1万円を村にお支払いいただきます。

7月より、世帯・事業所の区別なく一律に月額1,500円の利用料を村にお支払いいただきます。

宅内にV-ONUが設置されていない場合、村に設置申込をしていただく必要があります。なお、アパート等の共同住宅または、貸家住宅に居住されている方が設置申込をする際は、事前に住宅の所有者の設置についての承認が必要です。



V-ONU

V-ONUから先の宅内共聴機器(ブラスターやセパレーター等)や各テレビまでの接続は利用者の負担となります。

小笠原村テレビ視聴管理組合について

小笠原村テレビ視聴管理組合は、平成23年度をもって解消いたします。窓口となっていた「地デジ難視対策衛星放送の利用申込」は平成23年度4月1日より村役場総務課IT推進係が窓口となります。

インターネット接続サービス事業に関する条例の一部改正

現在、インターネット接続サービスで使用している衛星回線サービスの変更に伴い、4月から使用できる回線数が減少します。これによりサービスの低下が懸念されるため、4月～7月まで月額利用料金を次のとおり変更します。

| 利用区分 | 改正前 | 改正後(4月～7月) |
|------|--------|------------|
| 世帯 | 4,500円 | 3千円 |
| 事業所 | 1万円 | 6千円 |

新規利用の一時制限について

現在の利用者の方のサービスを確保するため、4月～7月は新規利用の受付を一時制限させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

情報センターの設置および管理に関する条例の一部改正

4月1日より、情報センターの利用料金を次のとおり改正します。

| 利用区分 | 改正前 | 改正後 | 備考 |
|-----------|----------------|----------------|----------------------|
| パソコン利用料金 | 1時間当たり200円 | 1時間当たり300円 | |
| プリンター利用料金 | A3・A4 10円/枚 | A3・A4 25円/枚 | 両面印刷の場合は片面につき1枚とします。 |

問合せ先 総務課IT推進係 2 3 1 1 1